

青少年が健全に利用できる
モバイルインターネット環境の実現に向けて

2009年1月

社団法人 関西経済連合会 情報通信委員会
モバイルコンテンツ政策検討タスクフォース

目 次

はじめに	……………P. 1
【要約版】	……………P. 3
1. 国・地方自治体への意見	……………P. 5
提言 1) 国際競争力の源泉となる産業発展に向け、法規制ではなく民間の自主的取組みを支援すべき	
提言 2) 社会インフラとしてのケータイのプラス面に着目した政策検討を行うべき	
提言 3) 過度な保護ではなく、様々な情報を自ら主体的に判断できる能力の醸成を目指すべき	
提言 4) 地方自治体は、規制強化よりも地域一体となった青少年育成のための環境整備を行うべき	
2. 産業界の責任	……………P. 8
提言 5) 青少年保護のため、さらなるフィルタリングの改善と普及を推進していくべき	
提言 6) 青少年の健全育成に向けた多様な取組みを、産業界全体として推進していくべき	
提言 7) 有害情報対策の一環として、社会問題化するネットいじめ防止に向けた支援を行うべき	
3. 学校教育、家庭のあり方に関する意見	……………P. 11
提言 8) 小中学校において、メディアリテラシー教育を必修科目化すべき	
提言 9) 家庭での日常的なコミュニケーションや親子のふれあいが、問題解決の基盤である	
(参考資料)	……………P. 14

はじめに

携帯電話の普及により、我々は様々な恩恵を受けることができるようになった。人と人のコミュニケーションはより豊かになり、社会の利便性は大きく向上するなど、今や携帯電話は日々の生活に欠かすことのできないツールとなりつつある。しかしその一方で、昨今、青少年がケータイの出会い系サイトをきっかけに犯罪や事件に巻き込まれたり、学校裏サイトと呼ばれる場で誹謗・中傷といったネットいじめの問題が発生するなど、青少年をめぐる様々な問題が拡大、深刻化してきている。

事の重大性から、2008年6月には、インターネット上の有害情報から青少年を守ることを目的とした「青少年インターネット利用環境整備法」が成立し、青少年のインターネット利用時におけるフィルタリングサービス適用が原則義務化された。民間企業においても有害サイト対策として様々な取組みが自主的に実施されるなど、青少年のケータイ利用をめぐる問題に対する社会の動きが活発化してきている。

このような中、我々は関西経済連合会 情報通信委員会の下部組織として、2008年7月に「モバイルコンテンツ政策検討タスクフォース」を設置し、青少年が安心・安全に利用できるモバイルインターネット環境の実現と、わが国の将来有望な産業でもあるケータイ産業の発展に向けた意見書をとりまとめた。

提言においては、まず何よりも、法整備や政策決定を担い、社会全体としての方向性や枠組みを示す立場である国や地方自治体の役割が重大であるとの認識から、それぞれに対して、何を為すべきで何を為さざるべきか、その望ましいあり方について意見を述べている。

当然ながら、この問題は国や自治体任せで全てが解決するようなものではない。携帯電話に関わる様々なサービスや商品を提供する事業者それぞれの、当事者としての責任や役割が大きいことは言うまでもない。そして広く産業界としても、産業の発展のみならず、青少年の安全や安心のために、主体的に役割を果たすことが求められているのではないかと考えている。

そして最後に、一連の問題が青少年をめぐるものである以上、学校教育や家庭の役割を忘れてはならない。国や自治体、産業界の取組みを両輪としつつも、それらを根幹で支えるのは、青少年が最も身近に接する学校教育や家庭の存在であり、その重要性は大きいとの観点から、今回の提言ではあえて教育や家庭のあり方についても言及することとした。

青少年のケータイ利用をめぐる問題は、憂うべき社会問題というだけでなく、対応を誤れば、将来の我が国の産業発展やそれを支える人材の育成など様々な面で影響を及ぼす問題でもある。一朝一夕には解決の困難な問題ではあるが、それ故、我々産業界はじめ、国、地方自治体、教育現場、家庭というステークホルダーそれぞれが自らの責任と役割を自覚し行動しなければ、その解決は図れない。社会総がかりで、この問題の解決に向けて取組んでいくことを目指し、以下の通り提言することとしたい。

社団法人関西経済連合会
情報通信委員会 委員長
モバイルコンテンツ政策検討タスクフォース座長
森下俊三

「青少年が健全に利用できるモバイルインターネット環境の実現に向けて」 要約版

1. 国・地方自治体への意見

提言1 国際競争力の源泉となる産業発展に向け、法規制ではなく民間の自主的取組みを支援すべき

- ◆ 産業界としては、「青少年インターネット利用環境整備法」の将来的な見直しにおいて、国際競争力の源泉ともなりうる産業の芽を摘むような規制強化がなされることのないよう強く要望する。
- ◆ 総務省の「安心ネットづくり」促進プログラムによる政策展開は、民間の活動を後押しする取組みとして歓迎する。国には、民間による自主的、主体的取組みを支援するための仕組みづくりに一層注力して頂きたい。

提言2 社会インフラとしてのケータイのプラス面に着目した政策検討を行うべき

- ◆ 法制化をめぐる一連の検討において、ケータイが青少年に及ぼす悪影響ばかりが強調されているように見えるが、一方的な価値判断のみで正しい結論を導き出すことはできない。ケータイのマイナス面ばかりに着目すると、利便性や有用性、新たな可能性といったプラス面を損なうことになるのではないかと危惧する。
- ◆ 国には、国民生活に欠かすことのできない社会インフラであり、日本の国際競争力の源泉ともなりうるケータイの意義を十分に認識した政策検討を求めたい。

提言3 過度な保護ではなく、様々な情報を自ら主体的に判断できる能力の醸成を目指すべき

- ◆ 青少年からケータイを取り上げたり、情報を遮断して触れさせないことで問題の解決を図るような過度な保護は、多様な情報を主体的に取捨選択し、自ら判断できる能力を身につける機会を奪うことになり賛同できない。
- ◆ 国際的に活躍できる人材を育てるという観点からも、ケータイやインターネットを主体的に使いこなす能力は重要である。ケータイやインターネットの利便性と危険性の両面を理解させ、啓蒙しながら、自ら有害情報に対応できる能力を発達段階に応じて身につけさせることが、将来を見据えた健全育成のあり方である。

提言4 地方自治体は、規制強化よりも地域一体となった青少年育成のための環境整備を行うべき

- ◆ 地方自治体でも条例により規制を行うという動きが見られるが、フィルタリングを適用するかしないかは、本来親の責任で判断すべき問題であり、自治体が過度に介入すべきではない。
- ◆ 地方自治体は、規制を強化することよりも、地域において家庭や学校、事業者が一体となって青少年育成を推進していけるような環境整備を行うべきである。

2. 産業界の責任

提言5 青少年保護のため、さらなるフィルタリングの改善と普及を推進していくべき

- ◆ 現在のカテゴリ単位で制限をかける画一的で選択制の乏しいフィルタリング方式ではなく、利用者の意向に応じて、カテゴリ単位・サイト単位で個別に閲覧の可否を設定できるような柔軟性のあるフィルタリング方式が、全ての事業者から提供されるように、各社が取組みを加速すべきである。
- ◆ フィルタリング機能高度化および普及促進の取組みは、日本のケータイ産業の国際的優位性確保につながる可能性を秘めており、事業者は受身ではなく、より主体的、積極的な取組みを展開するべきである。

提言6 青少年の健全育成に向けた多様な取組みを、産業界全体として推進していくべき

- ◆ 青少年のケータイ利用に関するトラブルが社会問題化している以上、サービス提供者には、青少年を健全に育成していくことを意識した、今まで以上に主体的な取組みが求められている。
- 携帯電話事業者・・・学校や団体向けに、ケータイ利用マナーやトラブル対処法に関する出張講義の拡大・強化を図るべきである。
- コンテンツ事業者・・・サイト内監視体制を構築し、不適切な書き込みを行った利用者をただ排除して事を済ませるのではなく、啓発し育成するという方針で、より多くのコンテンツ事業者が自発的に取組み努力をすべきである。
- 第三者機関・・・インターネット上のコンテンツに対して対象年齢別の格付け(レーティング)を行う仕組みづくりの普及拡大を、コンテンツ事業者と一体となって推進すべきである。

提言7 有害情報対策の一環として、社会問題化するネットいじめ防止に向けた支援を行うべき

- ◆ ネットいじめは、不特定多数、広範囲に影響が及び、親や教師の知らないところで問題が進行し、気がついた時には深刻化していることが多い。さらに、学校だけで起きている問題ではないため、学校のみでの対処を行うには限界がある。家庭や学校、NPOや産業界が連携して、ネットいじめに歯止めをかけるために自らが何ができるかを考え、行動の輪を広げていくことが重要である。

青少年(小中学生・高校生)の健全な保護・育成のために

3. 学校教育、家庭のあり方に関する意見

提言8 小中学校において、メディアリテラシー教育を必修科目化するべき

- ◆ ケータイやインターネット利用の低年齢化が進んでいることも踏まえ、小中学校においてこそ、メディアリテラシー教育を必修科目として義務化すべきである。
- ◆ 教育を実効あるものとするために、教育委員会が中心となり、教師の育成に積極的に取り組んでいくことが不可欠である。ケータイやインターネット業界の変化のスピードが速いことから、例えば専任講師を採用し、教員免許がなくても指導できる体制を整備したり、民間のノウハウ活用なども積極的に進めていく必要がある。
- ◆ 小中学校の校内でのケータイ使用禁止ルールを明確化すべきである。学校は勉学の場であるため、授業中はもちろんのこと、各学校が、個別の実態にあったルール作りを行い、各々の責任においてしっかりと管理することを徹底していく必要がある。

提言9 家庭での日常的なコミュニケーションや親子のふれあいが、問題解決の基盤である

- ◆ 子どもとの関わりを深め、適切な監督・管理(ペアレンタル・コントロール)を行うことが、親の重要な責務である。
- ◆ 親よりも子どものほうがケータイやインターネットに詳しいことが大きな課題である。このギャップを埋めるため、親が子どもを指導できる知識を、例えば以下の取組みなどを通じて身に付けていく必要がある。
 - ・学校と連携して「PTA教育プログラム」を作成するなど、親同士が情報共有、相互啓発を図る取組み
 - ・事業者が親に働きかけ、事業者の視点から、子どもを指導するための知識を伝授する補完的な取組み
- ◆ 文部科学省は、保護者をネット指導員として養成する事業を計画しており、是非実施すべきである。実施にあたり、教育・啓発についてノウハウを持つ第三者機関や事業者が、国の支援のもとで養成プログラムを推進する仕組みを構築するなど、官民の連携が有益であり積極的に進めてもらいたい。
- ◆ 何よりも重要なのは、日常的なコミュニケーションを通じた親子のふれあい。家庭でのコミュニケーションと親子の信頼関係が基盤にあることで、子どもの心は人間性豊かに育まれ、社会の様々な問題の解決につながっていく。



1. 国・地方自治体への意見

提言1) 国際競争力の源泉となる産業発展に向け、法規制ではなく民間の自主的取組みを支援すべき

青少年のケータイ利用をめぐる様々なトラブルが社会問題化する中、2007年12月、総務相は携帯電話事業者に、青少年が使用する携帯電話へのフィルタリングサービス導入義務化を要請した。さらに2008年6月には、インターネット上の有害情報から青少年を守ることを目的とした「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下、青少年インターネット利用環境整備法)」が参議院本会議で可決・成立し、現在、施行に向けた関連政令の制定準備がなされているという状況である。本法律の検討過程においては、有害情報であるかどうかの判断は国が行うべきという議論もあったものの、最終的には民間の自主的取組みに委ねられることとなった点は評価できる。

しかしながら、本法律が国民的議論も不十分なまま法制化を迎えた点は否めず、また3年以内の法律の見直しが定められていることから、将来、有害情報の判断为国が行うなどの過度な介入が為される可能性も懸念される。モバイルインターネット産業におけるコンテンツや商取引の分野は、今後国内だけでなく、海外でも成長が期待されている分野である。産業界としては、将来的な法律の見直しにおいて、国際競争力の源泉ともなりうる産業の芽を摘むような規制強化がなされることのないよう強く要望したい。

一方で、法律の成立後、総務省においては、違法・有害情報対策の政策展開として「安心ネットづくり」促進プログラムを策定することを7月に発表し、違法情報を削除したことで訴えられた場合の損害賠償範囲の制限を検討するなど、民間における自主的な活動を促進するための取組みを実施している。こうした民間の活動を後押しする姿勢は歓迎すべきものであり、国には産業発展の観点から官民一体となって議論する場を設けたり、または取組み推進に関わる社会的なコスト負担を官、民、場合によってはユーザも含めて適切に分担する枠組みを整備するなど、民間による自主的、主体的取組みを支援するための仕組みづくりに一層注力していただきたい。

提言2) 社会インフラとしてのケータイのプラス面に着目した政策検討を行うべき

青少年のケータイ利用をめぐる問題は、トラブルや犯罪に巻き込まれるのが社会的弱者であり庇護されるべき対象である青少年であるという特殊性を有する。それ故、早急な対策が必要なことは論を待たないが、逆にこの問題の特殊性故に過度に反応し、冷静さを欠いた発言や客観性を欠いた議論、性急に結論を求める動きなどが一部に見られることには懸念を覚える。法制化をめぐる一連の検討も、ややもすればケータイが青少年に及ぼす悪影響ばかりが強調されているように見えるが、このような一方的な

価値判断のみで正しい結論を導き出すことはできない。

ケータイにはマイナス面ばかりでなくプラス面も数多くある。子どもにケータイを持たせることで、いつでも連絡が取れるという親の安心感は大きい。最近では GPS 機能などの IT 技術を活用した、安心・安全のための機能やサービスの展開もなされ、実際にケータイを持っていたことで子どもの安全が守られたケースもある。また、ケータイは、今や子どもたちの自己表現、コミュニケーションの場でもある。実世界で悩みを持つ子どもが、ケータイの世界でそれを解消したり、新たな自分を発見し、自己実現や成長の機会を得ることも少なくない。ケータイ発の独自文化であるケータイ小説やケータイコミックは、既存の出版の概念を超えて新たな市場を創造した。今後これらに続き、新たに日本の国際競争力に資する文化や産業が創出される期待も高い。

ケータイのマイナス面ばかりに着目して政策を検討することは、このようなケータイがもたらす利便性や有用性、新たな可能性といったプラス面を損なうことにつながるという意味で、現状のようなバランスを欠いた議論が進んでいくことには強い危惧を覚える。国には、国民生活に欠かすことのできない社会インフラであり、日本の国際競争力の源泉ともなりうるケータイの意義を十分に認識した上での慎重な政策検討を求めたい。

提言3) 過度な保護ではなく、様々な情報を自ら主体的に判断できる能力の醸成を目指すべき

モバイルインターネット上の有害情報から青少年を保護することは大切であるが、2007年7月の内閣府調査によると、ケータイの保有率は小学生31%、中学生58%、高校生96%というように、ケータイは既に青少年の生活の中に広く根付いている。このような状況にあっては、もはや「持たせない」という対策は非現実的であり、世の中に到底受け入れられない。

昨今、学校内でのケータイ使用について禁止や規制の動きが見られるが、教育現場において適切なルール化が図られることには賛成である。しかし、一切合切に蓋をするとばかりに、ケータイを取り上げたり、情報を遮断して触れさせないことで問題の解決を図るような短絡的な対処法には賛同できない。そのような過度な保護は、今後の情報化社会に求められる「多様な情報を主体的に取捨選択し、自ら判断できる能力」を身につける機会を奪うことになり、青少年の健全な育成にはつながらない。また、個人が知りたい時にいつでも様々な情報にアクセスできるという、情報の受け手としての知る権利が阻害される恐れもある。

今後、インターネット社会の発展、グローバル化の進展が予想される中、国際的に活躍できる人材を育てるという観点からも、ケータイやインターネットを主体的に使いこなす能力はきわめて重要である。青少年がケータイやインターネットに触れる際には、その利便性と危険性の両面を理解させて適切に啓蒙しながら、自ら有害情報に対応できる能力を発達段階に応じて徐々に身につけさせることが、日本の将来をも見据えた健全育成のあり方ではないだろうか。

提言4) 地方自治体は、規制強化よりも地域一体となった青少年育成のための環境整備を行うべき

青少年インターネット利用環境整備法によるフィルタリング義務化の流れとともに、地方自治体でも条例により規制を行うという動きが見られる。例えば広島市では、ケータイやインターネットカフェのパソコンに対し、青少年の利用が見込まれる場合に、有害サイト閲覧制限のためのフィルタリング機能を備えた上で販売・サービス提供することをケータイ販売店やネットカフェ事業者に義務付ける条例を、全国で初めて2008年7月より施行している。また他の自治体では、青少年へのケータイ販売に対しフィルタリングを義務化した上で、万一フィルタリングを外したい場合、自治体が定める誓約書に基づき、保護者に正当な理由の説明とともに申し出ることを求め、事業者が誓約書の受領と保管を義務付けることを定めた条例を検討するような動きも見られる。

住民に近い位置にある地方自治体が、この問題を真剣に受け止め、青少年保護のために対策を講じようとする姿勢は理解できるが、そもそもフィルタリングを適用するかしらないかという、本来親の責任で判断すべき問題に自治体が過度に介入するべきではなく、まして、実効性や効率性のみを優先して、責任を事業者に負わせるような考え方には反対である。

地域として青少年の育成を図ろうと思えば、事業者のみに責任を課すのではなく、親や教育現場の責任に負うべきところも大きい。携帯電話事業者による学校向けのケータイ講習の実施状況については、地方自治体により温度差も見られるが、ケータイ所持の低年齢化が進んでいる現状においては、本来、より緊密に連携していくべきである。地方自治体は、規制を強化することよりも、地域において家庭や学校、事業者が一体となって青少年育成を推進していけるような環境整備を行うべきである。

※地域社会が一体となった自主的取組みの特筆すべき事例として、長崎県が2001年から展開している「ココロねっこ運動」が挙げられる。これは、子どもの心を健全に育てるために、地域社会全体で子どもを見守っていくことを目指した長崎県独自の県民運動である。PTAに地域(Community)を加えたPTCA活動を基盤とし、県の旗振りやメディアによるPRなども功を奏して、県民の認知度が9割を超える活発な取組みとなっている。ケータイ利用についての青少年への啓発活動にも熱心であり、2008年1月には「TEENAGE MOBILE ココロのフィルタリング」というケータイ利用で陥りやすい問題をわかりやすく描いたマンガを発行、WEB上や携帯販売店、県内図書館、学校の図書室向けに、広く展開している。地域社会が一丸となった草の根活動を支える主体的な意識が一人ひとりに根付き、青少年の健全育成に対する土壌が形成されているケースとして、一つの有効な方向を示す取組み事例であろう。

2. 産業界の責任

提言5) 青少年保護のため、さらなるフィルタリングの改善と普及を推進していくべき

青少年をモバイルインターネット上の有害情報から保護する上で、携帯フィルタリングサービスは有効な手段である。しかしながら、現状のフィルタリングは、あらかじめ分類されたカテゴリー単位で制限をかける方式であるため、サイト内にコミュニケーション機能があるだけで制限対象となるなど、画一的で選択性の乏しいものとなっている。部活動の連絡手段として利用する SNS サイトが、健全に利用しているにも関わらず遮断されてしまうなどのケースも見られる。

携帯電話事業者は、このような問題への対応として、第三者機関により認定を受けた健全サイトのフィルタリング対象からの除外を検討しており、一部の事業者では、アクセス規制対象となっているサイトやカテゴリーについて、親の承認のもとで閲覧を可能にするという、フィルタリングの柔軟性を向上させたカスタマイズ機能の導入に積極的に取り組んでいる。本来、フィルタリングは、有害情報の定義が個人毎に異なるため、利用者が個々に判断して適用できることが望ましい。利用者の意向に応じて、カテゴリー単位、サイト単位で個別に閲覧の可否を設定できるようなフィルタリング方式が、全ての事業者から提供されるよう、各社における取組みを加速すべきである。

一方、青少年の新規契約者への原則フィルタリング適用など、携帯電話事業者の普及促進への取組みも相まって、2008年9月末のフィルタリングの利用者数は約455万人（電気通信事業者協会発表）と、前年同月比で2.1倍となる伸びを見せている。さらには、既存契約者へのフィルタリング適用も順次予定されており、フィルタリングの機能改善とともに、その普及促進についても引き続き注力していくべきである。

このようなフィルタリング機能高度化および普及促進の取組みは、世界初の取組みでもあり、日本のケータイ産業の国際的優位性確保につながる可能性を秘めている。携帯電話事業者は、この分野で国際競争力を高め、世界をリードしていくためにも、受身ではなく、より主体的、積極的な取組みを展開していくべきである。

提言6) 青少年の健全育成に向けた多様な取組みを、産業界全体として推進していくべき

青少年のケータイ利用に関するトラブルが社会問題化している以上、サービス提供者には青少年を健全に育成していくことを意識した、今まで以上に主体的な取組みが求められる。

携帯電話事業者は、既に学校や団体向けに、ケータイ利用マナーやトラブル対処法に関する出張講義を実施しているが、ケータイやインターネットに関する指導者の不足が叫ばれている現状においては、この取組みをいま以上に拡大・強化していくべきである。さらには、現在の取組みに加えて、例えば、青少年が契約のために訪れる販売

店においてビデオ講習の機会を設けたり、e-ラーニングで誰でも手軽に勉強できるようにするなど、健全育成のための啓発活動の範囲を拡げる取組みも考えられよう。

コンテンツ事業者の中には、独自でサイト内監視体制を構築し、不適切な書き込みを行った利用者に対して、ただ排除して事を済ませるのではなく、さらに踏み込んで啓発し育成するという方針でサイト運営を行っている事業者もある。より多くのコンテンツ事業者がこのような認識をもって自発的に取組むよう努力していくことが必要である。

第三者機関では、インターネット上のコンテンツに対して対象年齢別の格付け(レーティング)を行うことで、利用者が適切にコンテンツを取捨選択できるような仕組みづくりも始めている。年齢別のレーティングは、映画やゲームソフトなどでは既に浸透しており、利用者にとっても馴染み深い判断基準である。特に、前項で述べたフィルタリングのカスタマイズ機能において子どもへの閲覧許可の判断をする際にも、レーティング情報があれば、必ずしもメディアリテラシーが高くない保護者も、より容易に、見せる、見せないという判断ができる。こうしたレーティングの仕組みは、フィルタリングの機能改善との相乗効果も期待でき、利用者のさらなる利便性向上につながる。青少年健全育成の観点からも、第三者機関やコンテンツ事業者が中心となり、積極的に普及拡大を図っていく必要がある。

提言7) 有害情報対策の一環として、社会問題化するネットいじめ防止に向けた支援を行うべき

学校裏サイトにおける誹謗・中傷などの、いわゆる「ネットいじめ」の問題は、青少年インターネット利用環境整備法の中では違法・有害情報の例示として明記されていない。しかしながら、違法性の有無に関わらず、このネットいじめの問題も、子どもたちにとっての深刻な問題となっている。

ネットいじめは、インターネットの特性そのままに、たやすく不特定多数、広範囲に影響が及ぶことや、親や教師の知らないところで問題が進行し、気がついた時には深刻化していることが多いなどの特徴を持つ。通常のいじめと異なり、問題がクラス内だけではなく、学年や学校全体に波及したり、場合によっては全国に拡大する危険性をはらんでおり、これまでのいじめと比べて子どもたちにより甚大なダメージを与える可能性も大きい。さらに、ネットいじめは学校だけで起きている問題ではないため、学校のみでその対処を行うには限界があることも課題である。

こうした問題点や特性を踏まえ、青少年保護育成の観点から、家庭や学校、NPOや産業界が連携して、ネットいじめに歯止めをかける活動が推進されている。民間の活力を活かした取組みとしては、全国 web カウンセリング協議会が、2008年9月より「学校裏サイトリンク集」の提供を開始している。大人の目に触れにくい学校裏サイトの所在を調査し学校などの教育関係者にその情報を提供することで、ネットいじめ対策に役立ててもらおうとする試みであるが、現在 10 万件強の学校裏サイトが登録されて

おり、マスコミでも取り上げられていることから利用者も急速に立ち上がり、実効性の面からも期待される取組みである。

また、関西発の取組み事例としては、モバイルベンチャー企業で構成される業界団体が、学校裏サイト通報システム「ネット 110」というサービスの提供に向けて準備を進めている。学校裏サイトの存在や被害に関する情報を、学校や PTA などに提供するという点は前述の協議会と同様であるが、事業者の協力を得て掲示板やブログ等のサイトに直接、通報ボタンラベルを埋め込み、不適切な誹謗・中傷などを発見次第、閲覧者がその場で通報できるよう即時性を高めている点が特徴である。

いずれの取組みも、学校や親からは見えづらい学校裏サイトの実態把握や問題の早期発見をサポートする仕組みであり、民間のノウハウを活かして、ネットいじめ対策に貢献している有効な事例である。産業界がこのような形で持てるノウハウを活用し、教育現場などと連携することは、問題の発生を未然に防ぎ、また早期の解決を図るために大きな力となり得る。産業界自らが何ができるかを考え、行動の輪を広げていくことが重要であることを我々自身が強く自覚し、その役割を果たしていくことが必要である。

3. 学校教育、家庭のあり方に関する意見

提言8)小中学校において、メディアリテラシー教育を必修科目化すべき

青少年のケータイやインターネット利用に関する問題は、フィルタリングにより青少年を有害情報から保護するだけでなく、情報を主体的に取捨選択し判断できる能力を養うためのメディアリテラシーや情報モラルに関する教育(以下、メディアリテラシー教育)を継続的に実施するなど、総合的な取組みによってはじめて解決に向かうものである。

ところが現在、メディアリテラシー教育は、高等学校では「情報」または「総合的な学習の時間」において必修科目として実施されているものの、小中学校ではほとんど実施されていない。さらに、パソコンに関する授業は小中高にかかわらず実施されているが、ケータイに関する授業はほとんど実施されていないのが実情である。ケータイやインターネット利用の低年齢化が進んでいることも考えれば、できるだけ早い時期から問題意識を持たせるために、小中学校においてこそ、メディアリテラシー教育を必修科目として義務化すべきである。

また、こうした教育を実効あるものとするためには、教育委員会が中心となり、教師の育成に積極的に取り組んでいくことが不可欠である。ケータイやインターネット業界の変化のスピードは速いことから、例えば専任講師を採用し、教員免許が無くてもメディアリテラシー教育について指導できる体制を取るなどの柔軟な取組みも求められよう。あわせて、携帯電話事業者との連携や民間のノウハウ活用なども積極的に進めていくことが望まれる。

※民間との連携の事例としては、堺市教育委員会が、ケータイを中心としたネットのリスクに関する教育を公募により民間事業者へ委託し、「ネットいじめ防止プログラム」として、体験型の授業プログラムを堺市立の中学1年生全クラスに対して実施している。学校が情報モラル教育を進めるにあたって、民間事業者がネットのリスク教育を補完するという新しい取組みである。

このようなメディアリテラシー教育の必修科目化にあたっては、文部科学省の能動的な取組みが不可欠である。学校における体系的な教育の重要性を認識した上で、学習指導要領の改訂など、必修科目化にあたっての制度面での環境整備など迅速かつ積極的な取組みを、是非とも強く求めたい。

なお、学校におけるケータイ使用の考え方に一石を投じるものとして、先般、大阪府が、政令市を除く府下の公立小中学校で児童生徒のケータイ持込みを原則禁止とする方針を表明した。学校は勉学のみであり、授業中は勿論のこと、校内でケータイの使用を禁止することは、当然のことであり賛同するものである。実施にあたっては、各学校が、個別の実態にあったルール作りを行い、各々の責任においてしっかりと管理していくことが重要である。こうした各学校でのルール化は、是非徹底すべきである。ただ、ケータイの持込みまでを一切禁止するというやり方には注意が必要である。登下校時の防犯上の観点や家庭の事情からケータイを所持することも多いという実情

に鑑み、校内でのケータイの所持については、一定の配慮を求めたい。また、ケータイに関する問題が、その使用を禁じるだけで解決するものでないことは前述の通りである。ルールをつくること以上に重要なのは、ルールの意味を子ども達に考えさせ理解させるという、まさに教育によって、本質的な問題解決を図ることである。大阪府には、是非、その本質的な解決のためのメディアリテラシー教育の実践においても、全国自治体の範となる取組みを期待したい。

提言9) 家庭での日常的なコミュニケーションや親子のふれあいが、問題解決の基盤である

今回の法制化によるフィルタリング原則義務化により、ケータイを子どもに与える親の責任が明確になった。非常に便利な面がある一方で、使い方によっては犯罪などに巻き込まれかねない道具を子どもに与えている、という事の重大性を、一人ひとりの親が今一度強く自覚すべきである。

このような状況で親の責任を考えると、親子がインターネットの特性やリスクについて話し合い、何に気を付けるべきかを考えたり、毎月の利用明細を見ながら利用に関するルールを決めるなど、子どもと共に考える機会を持つことは非常に大切である。子どもとの関わりを深め、適切な監督・管理(ペアレンタル・コントロール)を行っていくことが、親の重要な責務であろう。

親が子どもに教える際に大きな課題となるのが、親よりも子どものほうがケータイやインターネットに詳しいということである。この親子間の知識ギャップを埋めるべく、親が子どもを指導できるだけの知識を身につけていく必要があるが、一人ひとりの親が対応していくには限界がある。そのためには、学校と連携して「PTA 教育プログラム」を作成し、親同士が情報共有、相互啓発を図るような取組みや、事業者が親に働きかけ、事業者の視点から、子どもを指導するための知識をわかりやすく伝授するような補完的な取組みなどを、積極的に推進していくべきである。

先般、文部科学省は、父母ら保護者を「ネット指導員」として養成する事業を2009年度より始めるとの計画を発表した。子どもへの指導方法やトラブルが発生した際の対処法について研修を受けたボランティアが、各地域で教職員や保護者を集めて授業を行うことで、知識を持つ大人を増やしていこうという意欲的な試みであり、学校、家庭での指導が十分に追いついていない現状を補完する取組みとして、是非前向きに推進してもらいたい。また実施にあたっては、国の支援のもと、教育・啓発についてのノウハウを持つ第三者機関や事業者が養成プログラムを推進していく仕組みを構築するなど、官民の連携が有益であり、積極的に進めてもらいたい。

そして家庭における親の役割として何よりも重要なのは、日常的なコミュニケーションを通じた親子のふれあいである。食卓を囲みながら家族が今日あった出来事を話したり、子どもが興味を持っていることに耳を傾けるなど、常日頃からの対話や意思疎通

を絶やさないうことで、お互いのことをわかりあえる関係を保つことができる。そこから円滑な親子関係が生まれ、何かトラブルがあった場合でも子どもから相談される信頼関係も芽生えてくる。親子間がそのような絆で結ばれていれば、子どもがケータイを利用する際にも、注意すべき点について少し指導するだけで、子どもは自ずから責任感と自覚を持った行動がとれるようになるであろう。家庭は、子どもが健全に成長していく上でかけがえのない場所である。家庭でのコミュニケーションの積み重ねと親子の信頼関係がしっかりと基盤にあることで、子どもの心は人間性豊かに生まれ、社会の様々な問題の解決にもつながっていくのではないだろうか。日本の未来を担う大切な子どもたちのために、親子のコミュニケーションのあり方を今一度見直し、皆の力で心豊かな社会を築いていけることを望みたい。

以上

(参考資料1) メディアリテラシー教育において指導すべき内容例①

○メディアリテラシーとは、

- ・メディアを適切に使いこなす技術
- ・必要な情報を主体的に取捨選択し、活用する能力（情報を評価・識別する能力）

<メディアリテラシー教育で指導すべき主な事項>

①財団法人インターネット協会

財団法人インターネット協会では、子ども向けに以下のようなルールとマナー集を公開し、インターネットを利用する際の注意点を示している。(抜粋)

1章 身につけること、覚えておくこと	
・自分の身は自分で守る	→約束事を身につけ責任を持ってインターネットを使う
・声や表情は伝わらない	→文字が中心のコミュニケーションという特徴を理解
・個人情報はずぐには答えない	→住所や電話番号等の個人情報を安易に教えない
2章 法律で決められていること	
・著作権を守る	→本の写真や歌詞、キャラクター等を勝手に使わない
・肖像権やプライバシーを侵害しない	→本人の許可なく写真をWEB上に公開してはいけない
3章 電子メール	
・電子メールを送る時の注意	→他の人の名前を勝手に使って出してはいけない
・チェーンメールやデマメールに注意	→どんな内容のものでも転送せず無視する
・ウイルスメールに注意	→知らない人からの添付ファイルは開かず削除する
4章 インターネット上でのコミュニケーション（電子掲示板、チャット、メーリングリスト、オンラインゲーム）	
・参加するときの基本的なルールとマナー	→自分の発言には責任を持ち、ウソは書かない
・発言するときの注意	→いきなり書き込まず、他の人の発言をよく読んでから
5章 ウェブページによる情報発信	
・ウェブページを作成・公開するときには責任を持って	→悪口やはっきりしない噂話、ウソは書かない
6章 ウェブページによるサービスの利用	
・内容は必ず自分で確認してから	→情報が正しいか、最新かについて自分の責任で確認

※財団法人インターネット協会「インターネットを利用する子供のためのルールとマナー集」

<http://www.iajapan.org/rule/rule4child/v2/> より一部抜粋の上作成

(参考資料2) メディアリテラシー教育において指導すべき内容例②

②モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 (EMA)

モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 (EMA) では、認定したコンテンツ事業者のサイトに以下のような項目、内容で構成される啓発コンテンツの掲載を義務付け、青少年のケータイコンテンツ利用にあたっての心構えを示している。(抜粋)

1. ケータイ・インターネットとは
<ul style="list-style-type: none">・ケータイ・インターネットで世界に広がる可能性・いい人も悪い人も、みんなが見ているケータイ・インターネット・便利で楽しいけれど危険もたくさん!
2. 情報発信者として知っておきたいこと
<ul style="list-style-type: none">・コメントを書いただけでも、情報発信になる?→ちょっとした書き込みも、立派な情報。誰でもすぐに情報発信者になれる・自分で発信した情報の責任は自分にあり・一度公開した情報を「なかったこと」にはできません・被害者にも加害者にもならないで!
3. ケータイ利用のためのルール作りを
<ul style="list-style-type: none">・ケータイの利用方法について、ひとりひとりの素養に応じたルールを家族で考える 例) 危険なことはしない、危険なところにはアクセスしない (興味本位厳禁) 個人情報を書き込まない、教えない フィルタリングは勝手にはずさない
4. サービスを利用する前に確認・理解すべきこと
<ul style="list-style-type: none">・サービスを利用するための利用規約やガイドラインは、長文で少々面倒であっても、利用登録をする前に必ず目を通す・現実社会と同様、法律に違反する行為を行ってはいけない 身近な法律違反: 名誉毀損・犯罪予告・脅迫 他人の権利を侵す: 著作権侵害・肖像権侵害・プライバシーの侵害
5. 不安を感じたら、信頼できる身近な大人や相談窓口に
<ul style="list-style-type: none">・困ったり、迷ったりしたときは、勝手に判断して行動せず、すぐに保護者や先生など、信頼できる身近な大人に相談する・なかなか解決の糸口が見つからない場合は、専門の窓口を積極的に利用する

※一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 (EMA) 「ケータイ・インターネットの歩き方」

<http://www.ema.or.jp/m/> より一部抜粋の上作成

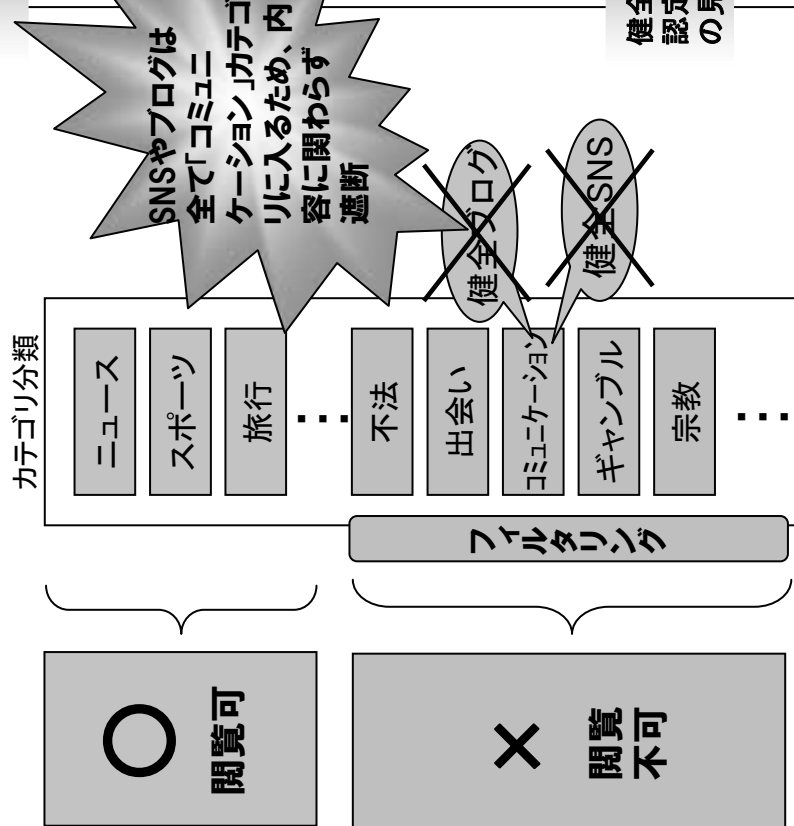
(参考資料3)フィルタリング機能の現状と改善の方向性について

現状のフィルタリング機能の問題点

各ケータイ事業者は、フィルタリングリスト提供会社のカテゴリ分類に従い、カテゴリ単位で一律に閲覧制限。そのため健全サイトまでも規制されてしまい、利用者の利便性を損なっていることが最大の問題点。

例えば...

- ・部活動の連絡手段として使っているSNSやブログもアウト
- ・自分のHPも見られなくなる など

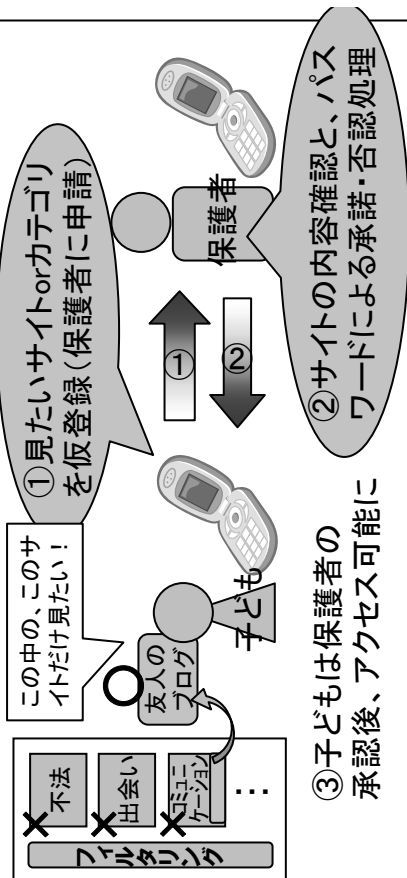


※どのカテゴリを規制対象とするかは各ケータイ事業者が独自に判断

あるべき改善の方向性

フィルタリングカスタマイズ機能の提供

規制対象となっているサイトやカテゴリについて、保護者の承認のもとで個別に閲覧を可能とする機能の提供により、利便性の向上を図る。



※ドコモ、KDDIは上記のような機能を2009年より順次提供予定。

【今後】すべての携帯事業者がカスタマイズ機能を提供するべき

第三者機関の健全サイト認定結果のリスト反映

第三者機関による健全サイト認定結果・規制対象カテゴリ基準の見直しを、ケータイ事業者が自社のフィルタリングリストに反映(規制対象から除外)する。

※ケータイ事業者各社はEMAの認定結果を自社のフィルタリングに2009年より順次反映予定。

【今後】EMAに加え、I-ROIも2009年より審査活動開始予定

(参考資料4)レイティングの取組みについて

第三者機関によるレイティング促進の取組み

第三者機関では、インターネット上のコンテンツに対して対象年齢別の格付け(レイティング)を行うことで、利用者が適切にコンテンツを取捨選択し、特に子どもに見せる・見せないの判断が容易にできるような仕組みづくりを検討している。

◆EMAが検討中のレイティング実施イメージ

検索サイトの検索結果に、レイティング情報を表示する

「掲示板」の検索結果

1. 塾・学校掲示板 **EMA**
2. ●ちゃんねる R18 18才未満閲覧禁止

EMA認定サイトの場合、横に認定サイトであることを示すアイコンを表示

サイト運営者が自主的にセルフレイティング(自己レイティング)した情報を表示

◆I-ROIのセルフレイティング

I-ROIでは、健全性認定を受けようとする申請者にセルフレイティングを義務付けている

<I-ROIのサイト認定STEP>

- ①まず申請者に申請コンテンツのセルフレイティングを行わせ審査
- ②その後認定マークを仮発行、適正に使用されているかを審査
- ③2段階の審査をクリアしたコンテンツを、正式に認定

他業界におけるレイティング制度の事例

映画やゲームソフトなどについて、暴力表現、性表現系、反社会的行為表現系(犯罪描写、麻薬等)、言語・思想関連表現系等の審査基準により、年齢別のレイティングが実施されており、一般にも広く浸透している。

組織名	審査対象	設立時期	審査区分
特定非営利活動法人 コンピュータエンタテインメント レーティング機構 (CERO) [NPO]	家庭用ゲームソフト、 非アダルトのPCゲー ムソフト	2002年	A(全年齢対象)、B(12才以上対象)、C(15才以上対象)、 D(17才以上対象)、Z(18才以上のみ対象)
映倫管理委員会 【任意団体】	映画	1949年	一般(制限なし)、PG-12(12才未満の単独観覧は不適切)、 R-15(15才未満禁止)、R-18(18才未満禁止)
日本ビデオ倫理機構 【任意団体】	映像ソフト作品 (ビデオ、DVD等)	1972年	一般指定(制限なし)、R指定(15才未満禁止)、 成人指定(18才未満禁止)

(参考資料5)ファイルタリング カテゴリー一覧

メインカテゴリ	サブカテゴリ	内容
不法	1. 違法と思われる行為	詐欺、痴漢、窃盗、殺人、強姦、売春など日本国内で違法となる行為に関する情報提供*1
	2. 違法と思われる薬物	麻薬など、日本国内で違法となる薬物及びその利用を助長すると思われる各種の情報提供*2
	3. 不適切な薬物利用	一般の薬物、処方箋が必要な薬物について、不適切な利用を助長すると思われる各種の情報提供
	4. 軍事・テロ・過激派	軍事活動、テロリズム、急激的な変化を求め、過激、暴力的、恐喝的な直接行動を行うグループや個人
主張	5. 武器・兵器	武器、兵器、刃物の入手、製造、販売、使用に関する各種の情報提供*3
	6. 告発・中傷	一般的なマナーを守っていない一方的な表現や、主張・告発・誹謗・中傷の掲載
	7. 自殺・家出	自殺の勧めや自殺の方法、家出に関する情報
	8. 主張一般	サイト主宰者の主張の場としての情報提供一般*4
アダルト	9. 性行為	性行為・性器の画像・動画を掲載・ダウンロード販売
	10. スーツ画像	オールドモードやセクスイメージの画像・動画の掲載・ダウンロード販売
	11. 性風俗	性風俗店、アダルトグッズ、アダルトビデオ、アダルトゲームソフト、ラブホテル、撮影モデルなどに関する各種の情報提供
	12. アダルト検索・リンク集	アダルト関連の検索エンジンやリンク集、ランキング集、ポータルサイト
セキュリティ・プロキシ	13. ハッキング	ハスワート盗用やコンピュータへの不正侵入、不正使用に関する情報提供
	14. 不正コード配布	閲覧することでウイルスや不正侵入ツールなどを強制的にダウンロードさせるサイト*5
	15. 公開プロキシ	公開プロキシサイト、利用方法やリストなど関連情報の提供
	16. 検索キャッシュ	検索エンジンのキャッシュページ
出会い	17. 出会い・異性紹介	異性と知り合うことを目的とした各種情報の提供
	18. 結婚紹介	結婚を前提として異性と知り合うことを目的とした、結婚紹介所、結婚相談所などのサービスに関する各種情報の提供
	19. 金融レートを投資アドバイス	株式、為替等、金融・投資についてのレートを表示、商品を紹介、投資についてのアドバイスをを行うための各種情報提供
	20. 投資商品の購入	投資商品をオンラインで購入、取引できるサイト
金融	21. 保険商品の申込	生命保険・損害保険商品の申込サイト
	22. 金融商品のサービス	銀行、信用組合、クレジット、消費者金融等による商品・サービスの紹介。残高照会や振込み、資料請求や申込が可能なサイト
	23. キャンプル一般	競輪、競馬、競艇、オートレースやカジノ、パチンコ、麻雀等、キャンプに関する情報提供
	24. 宝くじ・スポーツくじ	宝くじ、 toto、 ナンパズなど日本国内の公的機関が発行するくじに関連した情報の提供
ギャンブル	25. オンラインゲーム	ブラウザを利用して楽しむ「オンラインゲーム」サイトや、オンラインゲーム攻略などの各種情報の提供
	26. ゲーム一般	ゲームソフト・機器の販売やダウンロード、その他ゲーム全般についての各種情報の提供
	27. オークション	セリ形式により物品を購入するオークションサイト
	28. 通信販売一般	各種物品をサイト上で購入申込可能なサイトまたは注文ページ
ショッピング	29. 不動産販売・賃貸	土地・家屋の販売、賃貸物件の情報提供
	30. IT関連ショッピング	PC関連商品の販売
	31. ウェブチャット	ウェブ上のチャットサイト、チャットルーム
	32. マッセージヤー	インスタントマッサージソフトウェアのダウンロードサービスを提供、その他関連する情報の提供*6
コミュニケーション	33. ウェブメール	ウェブ上でのメールの送受信サービスの提供、グリーティングサービスの提供
	34. メールマガジン・ML	メールマガジンの登録・解除やメーリングリストサービスの提供*7
	35. 掲示板	ウェブ上の掲示板サービス、ポータルサイトによるブログサービス、ソーシャルネットワークサービス*8
	36. IT 掲示板	PC関連の話題を扱う掲示板サービス
ダウンロード	37. ダウンロード	アイコンや壁紙等、プログラム以外の各種ファイルやデータがダウンロードできるサイト
	38. プログラムダウンロード	各種プログラムがダウンロードできるサイト
	39. ストレージサービス	有償・無償・共有・非共有に関わらずインターネット上のディスクスペース提供など、各種ストレージサービスの提供
	40. 転職・就職	転職・就職に関する情報の提供、職員・社員・アルバイト等の募集や人材派遣登録ページ
購探し	41. キヤリアップ	資格の取得や語学力向上など、就職・転職に役立つという観点での各種情報の提供
	42. サイロジネス	副収入を目的とした各種情報の提供
	43. グロテスタク	臭せたくない(死体や非便等)ものや気持ちの悪いものに関する画像や文章*9
	44. イベント	終了日の設定がある特定イベントに関する情報の提供
話題	45. 話題	世間で急速に注目を集めている事柄や出来事に関する各種情報の提供
	46. 娯楽誌	週刊誌やスポーツ新聞などでの芸能情報や各種娯楽情報の提供*10
	47. 喫煙	タバコや関連製品の購入や利用を促進する情報の提供
	48. 喫酒	飲酒を主目的としたレストラン、バー、居酒屋、スナック等の飲食店に関する情報の提供
成人嗜好	49. アルコール製品	酒、ワイン、ビール等、未成年に禁止されている飲料製品の紹介や購入、飲酒を促進する情報の提供
	50. 水着・下着・フェチ画像	水着・下着・レースクイーンなどセクシーさを強調する画像の掲載やグッズの販売、フェチをテーマにした各種画像や情報提供
	51. 文章による性的表現	アダルトチャット・掲示板や官能小説など、画像は含まずに文章によって性的表現を行うサイト
	52. コスプレ	画像、商品などコスプレ関連の情報の提供
オカルト	53. オカルト	科学的に説明できない各種の超常現象に関する情報の提供
	54. ライフスタイル	ライフスタイル・ブランド・ファッションの生活スタイルに関する各種情報の提供 *11
	55. プロスポーツ	全国的報道を伴うような各種プロスポーツおよび観戦に関する情報の提供
	56. レジャー一般	趣味のスポーツや地域スポーツに関する情報の提供、チーム紹介やチーム員募集など
旅行	57. レジャー	キャンプやサイクリング、スキー、ゴルフなどのアウトドアスポーツ、およびそれらを行う場所やフィールドに関する情報の提供
	58. 観光情報・旅行商品	観光や旅行商品に関する情報の提供
	59. 公的機関による観光情報	公的機関が運営している観光案内
	60. 公共交通	鉄道・航空・バスなど公共交通機関に関する情報の提供
趣味	61. 宿泊施設	ホテル・旅館等宿泊施設に関する情報の提供
	62. 音楽	音楽ファイルや動画データの閲覧やダウンロードが行えるサイトを含め、音楽に関する情報の提供
	63. 占い	占いサービスを提供、占いにに関する各種情報の提供
	64. タレント・芸能人	タレント、芸能人についての公式サイト、ファンサイト、非公式サイト
宗教	65. 食事・グルメ	レストラン、ファーストフード、料理店など飲食に関する情報の提供
	66. 娯楽一般	映画、テレビ、劇場、書籍、雑誌やジョーク、遊園地、おもちゃや娯楽に関する情報の提供
	67. 伝統的な宗教	キリスト教、仏教、イスラーム教、ヒンズー教、ユダヤ教、神道など、伝統的な宗教に関する情報の提供
	68. 伝統的な宗教	伝統的宗教に分類されない宗教や、宗教全般に関する情報の提供、宗教を巡る議論・論争
政治活動・政党	69. 政治活動・政党	政党、議員、それらの支援団体を含む、政治活動や政党に関する情報の提供
	70. 広告・パナー	オンライン広告を提供するサイト、広告自体を目的としたサイト・ページ*12
	71. 懸賞	オンライン、オフラインによる懸賞やお得情報の申込や応募に関する情報の提供
	72. 迷惑メールリンク	未承諾広告宣伝メールに記載されているURL *13
ニュース	73. ニュース一般	一般的なニュース・新聞のサイト

*1 著作権や肖像権の侵害、その他違法行為を誘発・助長すると思われる各種の情報、明らかに違法なものだけでなく、違法らしく思われるものを含みます。なお、いわゆる「フィッシング」サイトについては明らかに詐欺行為につながると思われるもの、「不特定多数を対象に交際現場を提供する」ようなサイトについても、いわゆる「出会い系サイト規制法」にふれると思われる一部のサイトは登録されます。

*2 明らかに違法なものだけでなく、違法らしく思われるものを含みます。栽培法や海外で当該薬物を利用できる場所の紹介や体験記も対象となります。

*3 個人情報や売買や「別れさせ」工作など、社会通念的に不適切と思われる行為を助長、促進する主張や各種情報の提供を含みます。

*4 個人情報や「別れさせ」工作など、社会通念的に不適切と思われる行為を助長、促進する主張や各種情報の提供を含みます。

*5 管理者が意図せずウイルス感染しているサイトも含みます。全てのウイルス感染サイトが網羅されているわけではない場合があります。

*6 マッセージヤーソフトウェアのインストールや利用(通信)を制限するものではありません。

*7 有償サービス・無償サービスの区別はなく登録されます。特定分野についてのメールマガジンの場合は、当該カテゴリにて登録されます。ただし、業務上必要と思われるものは登録されない場合があります。

*8 学校、公共・公益サービス等と開設、運営されている独自ドメインサイトは除きます。

*9 予期せず閲覧することで不快感や嫌悪感を与えるようなリンク方法など、報道記事内の写真や映像についても登録される場合があります。

*10 一部に成人向けの表現内容も含まれます。

*11 性同一性障害に関する情報提供やLGBTについて解説するサイトなどは除きます。

*12 ウェブ上のパナー広告等の配信元サイト、アフィリエイト広告配信元サイト、広告自体を目的としたウェブ(ブログ)ページなどが登録されます。

*13 主に「リダイレクト(転送)」サイトや、アフィリエイトサイトが中心に登録されます。不法・アダルト・出会いなどのカテゴリに該当するものは、それぞれのカテゴリに登録されます。いわゆる「迷惑メール」そのものの送受信を止めるものではありません。

※製品によっては、ご利用いただけないカテゴリもあります。予めご了承ください。

※製品によっては、ご利用いただけないカテゴリもあります。予めご了承ください。

また、リストへの登録にあたっては、ネットスター株式会社 各社の定める分類基準によって適切なカテゴリ分類を行なっています。お客様は、製品インテグレーションまたはサポート窓口を通じて、リストへの追加登録や登録内容の変更についてご連絡をいただくことが可能です。ただしお客様からお寄せいただいた情報が、必ずしもそのまま、または全て、弊社マスターリストに反映されるものではないことを、予めご了承ください。

弊社は、URLリストへの収集・登録について、その正確性・網羅性を高めるため、合理的な範囲で最大限の努力を尽しておりますが、存在している全てのサイト/ページについて、カテゴリ分類が行われていることを保証するものではありません。また、サイト/ページが公開されてから、収集・分類およびマスターリストへの登録が行われるまでの間、当該サイト/ページはフィルタリング(規制)等の対象にはなりません。

●参考図書一覧

- 「学校裏サイト」(東洋経済新報社) 著者：下田博次
「ケータイ世界の子どもたち」(講談社現代新書) 著者：藤川大祐
「ケータイチルドレン」(ソフトバンク新書) 著者：石野純也
「モバゲータウンがすごい理由」(マイコミ新書) 著者：石野純也
「大人が知らない携帯サイトの世界」(マイコミ新書) 著者：佐野正弘
「ネットいじめ」(PHP新書) 著者：荻上チキ
「子どもとケータイ」(モバイル社会研究所) 著者：遊橋裕泰・宮島理 他
「ケータイの裏側」(コモンズ) 著者：吉田里織・石川一喜 他
「モバイル社会の現状と行方 利用実態にもとづく光と影」(NTT出版)
著者：小林哲生・天野成昭・正高信男
「ケータイ小説活字革命論」(角川SSC新書) 著者：伊東寿朗
「親が知らないケータイ・ネットの世界」(実業之日本社) 著者：大川内麻里

●参考WEBサイト一覧

総務省 インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/internet_illegal/index.html

内閣府 第5回情報化社会と青少年に関する意識調査報告書(2007年12月)

<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/jouhou5/>

長崎県 ココロねっこ運動

<http://www.pref.nagasaki.jp/kokoro/index.shtml>

電気通信事業者協会

<http://www.tca.or.jp/>

全国webカウンセリング協議会

<http://www.web-mind.jp/index.html>

堺市教育委員会 ネットいじめ防止プログラム(NIB)

<http://nib.sakai.ed.jp/>

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)

<http://www.ema.or.jp/ema.html>

魔法のiらんど アイポリス

<http://ipolice.jp/>

財団法人インターネット協会

<http://www.iajapan.org/>

ネットスター株式会社

<http://category.netstar-inc.com/category.html>

○活動状況

2008年7月に、関西経済連合会 情報通信委員会に、モバイルコンテンツ政策検討タスクフォース（MCTF）を設置。

◆第1回（7月8日） 講演会、意見交換会

講師：山口 英氏（奈良先端大教授・内閣官房情報セキュリティ補佐官）

テーマ：「モバイル・セキュリティの現状と課題」

◆第2回（8月4日） 講演会、意見交換会

講師：田野 弘氏（NTTドコモ コンシューマサービス部 セキュリティ推進担当部長）

テーマ：「フィルタリングの普及促進に向けたドコモの取組みについて」

講師：竹之内 剛氏（KDDI コンシューマ事業統轄本部

コンテンツ・メディア本部 コンテンツサービス企画部 部長）

テーマ：「フィルタリングの設定状況と自社の取組みについて」

◆第3回（8月27日） 講演会、意見交換会

講師：岸原 孝昌氏（モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 事務局広報担当）

テーマ：「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構が考える青少年保護施策について」

講師：鎌田 真樹子氏（魔法のiらんど 安心安全インターネット向上推進室 室長）

テーマ：「ケータイビジネスの現状と課題及びサイト事業者としての有害情報対策について」

◆第4回（9月24日） 講演会、意見交換会

講師：松田 正也氏（大阪府教育委員会 教育委員会事務局

教育振興室高等学校課 生徒指導グループ 主任指導主事）

テーマ：「教育現場での携帯電話利用の現状と対策について」

◆第5回（10月22日） 講演会、意見交換会

講師：堀部 政男氏（一橋大学名誉教授）

テーマ：「青少年インターネット利用環境整備法成立の経緯と今後の展望について」

◆第6回（11月26日）

モバイルコンテンツ政策検討タスクフォースメンバーにて、意見書案審議

◆情報通信委員会（12月12日）

情報通信委員会 会員企業にて、意見書案審議

○モバイルコンテンツ政策検討タスクフォース メンバーリスト

(社名 50 音順・敬称略)

(座 長)

森 下 俊 三 西日本電信電話(株) 取締役相談役

(メンバー)

古 川 賢 三 朝日放送(株) 取締役 技術担当

橋 本 安 雄 関電プラント(株) 相談役

福 永 尊 光 (株)ケイオプティコム サービス推進グループ グループマネージャー

中 岡 寛 太 郎 KDD I (株) 関西総支社長

平 田 佳 宏 (株)電通 関西インタラクティブ・コミュニケーション局 部長

関 博 式 パナソニックモバイルコミュニケーションズ(株) 関西支店 参事

櫛 木 好 明 パナソニック(株) シニアフェロー

岡 橋 輝 和 三井物産(株) 執行役員 関西支社副支社長

(事務局)

櫻 内 亮 久 (社)関西経済連合会 理事

安 竹 素 之 (社)関西経済連合会 産業部長

梅 村 その子 (社)関西経済連合会 産業部次長

上 山 太 一 (社)関西経済連合会 産業部参事

杉 本 知 奈 美 (社)関西経済連合会 産業部

青少年が健全に利用できる
モバイルインターネット環境の実現に向けて

発行日	2009年1月
発行所	社団法人関西経済連合会 〒530-6691 大阪市北区中之島6丁目2番27号 中之島センタービル30階
お問合せ先	産業部 TEL 06-6441-0106 FAX 06-6441-0443
